

パーキングパーミット制度に関するアンケート（設問）

問1. パーキングパーミット制度（以下、「PP制度」という）を導入していますか。

- 1：導入している
- 2：導入をしていない

● 問1で【1：導入している】と回答した都道府県について

問2. PP制度の詳細についてお答えください。

- ・ 導入時期についてお答え下さい
- ・ PP制度の根拠となる条例や要綱
- ・ 利用対象者の要件
 - あわせてPP制度の対象になり得る人数、利用証のべ発行数、実際の利用証の所持者数をお答え下さい

問3. 対象となる施設（施設の種類と施設数）をお答え下さい。

- 1：大型ショッピングセンター・百貨店
- 2：病院・診療所
- 3：小規模なスーパーマーケット
- 4：銀行・郵便局
- 5：ファミリーレストラン等の飲食店
- 6：コンビニエンスストア
- 7：官公庁
- 8：駅・空港
- 9：道の駅
- 10：文化センター・美術館・博物館
- 11：時間貸し駐車場
- 12：本屋・ビデオショップ
- 13：集会所や公会堂
- 14：公園
- 15：ホテル・旅館
- 16：映画館・劇場
- 17：図書館

（次ページに続く）

- 18：テーマパーク等のアミューズメント施設
- 19：福祉施設・老人ホーム
- 20：スポーツ施設
- 21：学校
- 22：業務ビル
- 0：その他（具体的にご記入ください）

問4. PP 制度を導入した理由についてお答えください。（複数回答可）

- 1：障害者等が障害者等用駐車区画に駐車出来ない問題が深刻化したため
- 2：障害者等の利害関係者又は学識経験者等から PP 制度導入の提案があったため
- 3：既存の取り組みでは効果がなかったため
- 4：他の都道府県又は海外において効果をあげていたため
- 0：その他（自由記述）

問5. PP 制度を導入したことによる成果についてお答えください。

- 1：適正利用が促進された
- 2：適正利用が少し促進された
- 3：適正利用があまり促進されなかった
- 4：適正利用が促進されなかった
- 0：分からない

また、上記のように考えた理由を自由に記述して下さい

問6. PP 制度を導入した後も依然として課題があると考えている点についてお答えください。（複数回答可）

- 1：障害者等が障害者等用駐車区画に駐車出来ない問題が解決しないこと
- 2：利用対象者数に見合う駐車区画が不足していること
- 3：施設管理者の理解が得られにくいこと
- 4：利用証の不適正利用があること
- 5：行政の事務の負担に対して効果が少ないこと
- 6：罰則規定が存在しないこと
- 0：その他（自由記述）

問7. PP 制度導入地方公共団体間の相互利用による効果について、どうお考えかお答えください。

- 1：効果があった
- 2：少し効果があった
- 3：あまり効果はなかった
- 4：効果はなかった
- 0：分からない

また、上記のように考えた理由を自由に記述して下さい

問8. PP 制度導入地方公共団体間の相互利用について、改善の必要があると考えている点についてお答えください。（複数回答可）

- 1：制度の名称が地方公共団体ごとに異なっており分かりにくいこと
- 2：利用証のデザインや施設での表示方法が地方公共団体ごとに異なっており分かりにくいこと
- 3：利用対象者の要件が地方公共団体ごとに異なっており、統一されていないこと
- 4：他の地方公共団体の居住者の利用により管下内の障害者等用駐車区画が足りなくなる場合があること
- 0：その他（自由記述）

● 問1で【2：導入をしていない】と回答した都道府県について

問9. PP制度の導入の意向についてお答え下さい。

- 1：PP制度を導入する予定である
- 2：PP制度を導入する予定はない
- 3：PP制度の導入について検討中であり、どちらともいえない
- 4：PP制度についてこれまで検討したことがない

問10. 問9で【1：PP制度を導入する予定である】と回答した都道府県について、PP制度を導入する理由についてお答えください。（複数回答可）

- 1：障害者等が障害者等用駐車区画に駐車出来ない問題が深刻化したため
- 2：障害者等の利害関係者又は学識経験者等からPP制度導入の提案があったため
- 3：既存の取り組みでは効果がなかったため
- 4：他の都道府県又は海外において効果をあげていたため
- 0：その他（自由記述）

問11. 問9で【1：PP制度を導入する予定である】と回答した都道府県について、PP制度を導入する上で課題と考えることについてお答えください。（複数回答可）

- 1：障害者等が障害者等用駐車区画に駐車出来ない問題が解決しないこと
- 2：利用対象者数に見合う駐車区画が不足していること
- 3：施設管理者の理解が得られにくいこと
- 4：利用証の不適正利用があること
- 5：行政の事務の負担に対して効果が少ないこと
- 6：罰則規定が存在しないこと
- 0：その他（自由記述）

問12. 問9で【2：PP制度を導入する予定はない】と回答した都道府県について、PP制度を導入しない理由についてお答えください。（複数回答可）

- 1：対象者数に見合う駐車区画が不足しているため
- 2：施設管理者の理解が得られにくい
- 3：既に他の障害者等用駐車区画の適正利用の取組を実施しているため
- 4：行政の事務の負担に対して効果が少ないため
- 0：その他（自由記述）

問13. 問9で【3：PP制度の導入について検討中であり、どちらともいえない】と回答した都道府県について、PP制度の導入にあたって課題と考えている点についてお答えください。（複数回答可）

- 1：障害者等が障害者等用駐車区画に駐車出来ない問題が解決しないこと
- 2：利用対象者数に見合う駐車区画が不足していること
- 3：施設管理者の理解が得られにくいこと
- 4：利用証の不適正利用があること
- 5：行政の事務の負担に対して効果が少ないこと
- 6：罰則規定が存在しないこと
- 0：その他（自由記述）

問14. 問9で【4：PP制度についてこれまで検討したことがない】と回答した都道府県について、検討していない理由についてお答えください。

（自由記述）

問15. 管下の市町村において、個別にPP制度を導入している場合は該当市町村名をお答えください。

（自由記述）

● 全都道府県回答

問16. PP 制度以外に、障害者等用駐車区画の適正利用について実施している取組みがあれば具体的にお答えください。また、あわせて条例や要綱等において制度を定めている場合にはそれらを送付願います。また、制度の詳細の分かる資料も合わせて添付願います

(自由記述)

問17. 問16でご回答頂いた制度について、導入した理由についてお答えください。（複数回答可）

- 1：障害者等が障害者等用駐車区画に駐車出来ない問題が深刻化したため
- 2：害者等の利害関係者又は学識経験者等から PP 制度導入の提案があったため
- 3：既存の取り組みでは効果がなかったため
- 4：他の都道府県又は海外において効果をあげていたため
- 0：その他（自由記述）

問18. 問16でご回答頂いた制度について、導入したことによる成果についてお答えください。

- 1：適正利用が促進された
- 2：適正利用が少し促進された
- 3：適正利用があまり促進されなかった
- 4：適正利用が促進されなかった
- 0：分からない

また、上記のように考えた理由を自由に記述して下さい

問19. 問16でご回答頂いた制度について、課題と考えている点についてお答え下さい。

(自由記述)

問20. 問16でご回答頂いた都道府県のうち、PP制度を導入していない場合、ご回答頂いた制度の方が良いと考えている点についてお答え下さい。

（自由記述）

アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。